

新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成24年12月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第64号

新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第76号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(給付金)

第3条 条例第17条の規則で定める給付金は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成23年9月厚生労働省告示第374号）に定めるもの（以下この条において「給付金」という。）とする。

2 条例第17条に規定する金銭の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

(乳児院の長の資格等)

第4条 条例第31条第1項の規則で定める者は、児童福祉施設最低基準第22条の2等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者及び厚生労働大臣が指定する講習会（平成23年9月厚生労働省告示第311号）において指定するものとする。

2 条例第31条第1項第4号の規則で定めるものは、次に掲げる期間の合計が3年以上である者又は児童福祉施設最低基準第22条の2等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者及び厚生労働大臣が指定する講習会において指定する講習会の課程を修了した者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の3第2項第4号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間
- (2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
- (3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間（第1号又は第2号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

3 条例第31条第2項の規則で定める者は、児童福祉施設最低基準第22条の2等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者及び厚生労働大臣が指定する講習会において指定するものとする。

(母子生活支援施設の長の資格等)

第5条 条例第39条第1項の規則で定める者は、児童福祉施設最低基準第22条の2等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者及び厚生労働大臣が指定する講習会において指定するものとする。

2 条例第39条第1項第4号の規則で定めるものは、次に掲げる期間の合計が3年以上である者又は児童福祉施設最低基準第22条の2等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者及び厚生労働大臣が指定する講習会において指定する講習会の課程を修了した者とする。

- (1) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間
- (2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
- (3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間（第1号又は第2号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

3 条例第39条第2項の規則で定める者は、児童福祉施設最低基準第22条の2等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者及び厚生労働大臣が指定する講習会において指定するものとする。

(母子支援員の資格)

第6条 条例第40条第1号の規則で定める児童福祉施設の職員を養成する学校は、地方厚生局長（厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第18条に規定する地方厚生局長をいう。以下同じ。）又は地方厚生支局長（同法第19条に規定する地方厚生支局長をいう。）（以下「地方厚生局長等」という。）の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校とする。

2 条例第40条第5号の規則で定める者は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条に規定するものとする。

（保育の内容）

第7条 条例第50条の規則で定める指針は、保育所保育指針（平成20年3月厚生労働省告示第141号）に定めるものとする。

（児童厚生施設の職員）

第8条 条例第55条第2項第1号の規則で定める児童福祉施設の職員を養成する学校は、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校とする。

2 条例第55条第2項第4号の規則で定める者は、学校教育法施行規則第150条に規定するものとする。

3 条例第55条第2項第6号の規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、知事）が適当と認めたものであることとする。

(1) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(2) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

(3) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(4) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

（児童養護施設の長の資格等）

第9条 条例第60条第1項の規則で定める者は、児童福祉施設最低基準第22条の2等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者及び厚生労働大臣が指定する講習会において指定するものとする。

2 条例第60条第1項第4号の規則で定めるものは、次に掲げる期間の合計が3年以上である者又は児童福祉施設最低基準第22条の2等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者及び厚生労働大臣が指定する講習会において指定する講習会の課程を修了した者とする。

(1) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

(2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

(3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間（第1号又は第2号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

3 条例第60条第2項の規則で定める者は、児童福祉施設最低基準第22条の2等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者及び厚生労働大臣が指定する講習会において指定するものとする。

（児童指導員の資格）

第10条 条例第61条第1号の規則で定める児童福祉施設の職員を養成する学校は、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校とする。

2 条例第61条第8号の規則で定める者は、学校教育法施行規則第150条に規定するものとする。

（福祉型障害児入所施設の職員）

第11条 条例第69条第1項の規則で定めるものは、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月厚生労働省告示第230号）に定める者とする。

（情緒障害児短期治療施設の長の資格等）

第12条 条例第94条第1項の規則で定める者は、児童福祉施設最低基準第22条の2等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者及び厚生労働大臣が指定する講習会において指定するものとする。

2 条例第94条第1項第4号の規則で定めるものは、次に掲げる期間の合計が3年以上である者又は児童福祉施設最低基準第22条の2等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者及び厚生労働大臣が指定する講習会において指定する講習会の課程を修了した者とする。

(1) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

(2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

(3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間（第1号又は第2号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

3 条例第94条第2項の規則で定める者は、児童福祉施設最低基準第22条の2等の規定に基づき厚生労働大臣が

指定する者及び厚生労働大臣が指定する講習会において指定するものとする。

(児童自立支援施設の長の資格等)

第13条 条例第102条第1項第4号の規則で定めるものは、次に掲げる期間が5年以上(養成所が行う講習課程を修了した者にあつては、3年以上)である者とする。

- (1) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間
- (2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
- (3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間(第1号又は第2号に掲げる期間に該当する期間を除く。)

2 条例第102条第2項の規則で定める者は、児童福祉施設最低基準第22条の2等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者及び厚生労働大臣が指定する講習会において指定するものとする。

(児童自立支援専門員の資格)

第14条 条例第103条第3号の規則で定める児童自立支援専門員を養成する学校は、地方厚生局長等の指定する児童自立支援専門員を養成する学校とする。

2 条例第103条第4号から第7号までの規則で定める期間は、前条第1項第1号から第3号までに掲げる期間とする。

3 条例第103条第7号の規則で定める者は、学校教育法施行規則第150条に規定するものとする。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。